

「自立支援、介護予防又は重度化防止及び介護給付の適正化に関する取組と目標」の自己評価の報告について

1 主 旨

市は、介護保険法第117条の規定により、厚生労働大臣が定める介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針に即して、3年を1期とする「介護保険事業計画」を策定しています。

平成29年の法改正において、自立支援、介護予防又は重度化防止及び介護給付の適正化に関し、市が取り組むべき施策を計画に定めることとされ、これらの取組と目標についての自己評価を行い、その結果を県に報告するとともに、公表に努めることとされました。

2 取組と目標、自己評価

自己評価：◎達成できた、○概ね達成できた、△達成はやや不十分、×全く達成できなかった

保険者名	貴自治体において第8期介護保険事業計画に記載している内容						令和5年度(年度末実績)				
	項目名	細目名	目標を設定するに至った「現状と課題」	第8期計画における「取組」	「目標」 (事業内容、指標等)	中間見直し	取組の具体的な実施内容、実績	自己評価	評価の理由	課題と対応策	
鶴ヶ島市	①自立支援・介護予防・重度化防止	①自立支援・介護予防・重度化防止	市民センターや自治会館など地域の身近な場所にある「市民主体の介護予防活動の場」では、心身の状況等によって分け隔てることなく、体操教室等が実施されている。 本市の重度認定率や軽度認定率は、全国及び県内と比較して低い状況であるが、市民自らの意思で介護予防に取り組みやすい環境を整えるため、市民主体の介護予防活動の場を支援していく必要がある。	介護予防事業の推進 (地域介護予防事業活動支援)	【事業内容】 リハビリテーション専門職と連携した市民主体の介護予防活動の場(自主グループ)の支援 【指標等】 活動の場の支援箇所数 (R2) (R3) (R4) (R5) 活動の場の支援 28 40 42 43	なし	市民主体の介護予防活動の場(自主グループ)の支援実施箇所数(R6.3月末):30箇所 (派遣団体数32箇所、うち休止中2箇所)	○	新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として活動休止中の「活動の場」が存在するが、ほとんどの通いの場が再開を果たした。 令和5年度は、新規の活動の場の立ち上げはなかったが、現在ある活動の場に理学療法士等を派遣し、活動が継続するよう支援した。	活動の場が高齢化しているため、活動が継続できるよう支援・働きかけを行うとともに、介護予防ボランティアや社会福祉協議会等と連携し、新たな活動の場の立ち上げを行う必要がある。	
鶴ヶ島市	①自立支援・介護予防・重度化防止	①自立支援・介護予防・重度化防止	市民センターや自治会館など地域の身近な場所にある「市民主体の介護予防活動の場」において、介護予防ボランティアが体操の指導・サポートを行っている。 市民主体の介護予防活動の場の拡充に合わせ、引き続き、指導等の担い手となる介護予防ボランティアを養成する必要がある。	介護予防事業の推進 (地域介護予防事業活動支援)	【事業内容】 リハビリテーション専門職と連携した介護予防ボランティア「つるフィット」の養成 【指標等】 介護予防ボランティアの養成人数 (R2) (R3) (R4) (R5) 養成人数 0 15 15 15	なし	介護予防ボランティアの養成人数:6名	△	通いの場の指導者となる介護予防ボランティア養成講座を開催し、養成者を介護予防活動の場に参加できるよう調整を図った。 養成人数は目標値に達しなかったが、6名を養成し、5名を市民主体の介護予防活動の場につなぐことができた。	市民主体の介護予防活動の場を増やしていくこと、また、介護予防ボランティアの高齢化により、指導役となる介護予防ボランティアが不足が見込まれる。 地域包括支援センターや社会福祉協議会等と連携し、担い手となる人材を発掘していく必要がある。	
鶴ヶ島市	①自立支援・介護予防・重度化防止	①自立支援・介護予防・重度化防止	地域包括ケアシステムの理念に基づき、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療・介護・介護予防・生活支援サービス・住まいが適切に提供できる体制づくりに取り組んできた。 第7期からは、日常生活圏域を3圏域から4圏域へ見直しを行い、地域包括支援センターも4センター体制とした。 今後も、複雑化・多様化している課題に対応するため、地域包括支援センターの機能を充実し、高齢者の在宅生活を支え、安心を提供する役割を果たすことができるよう、総合相談・支援の体制づくりを行う必要がある。	地域包括支援センターの機能強化の推進(相談支援体制の充実)	【事業内容】 地域の高齢者が住み慣れた地域で、その人らしい生活を継続していくために、どのような支援が必要かを把握し、適切な社会資源や制度が利用できるよう支援する。 【指標等】 地域包括支援センターの相談件数 (R2) (R3) (R4) (R5) 相談件数 2,295 2,681 2,815 2,955	なし	地域包括支援センター相談件数:3,844件	◎	高齢化の進展により、相談が増加している。特に、家族関係等が複雑なケースでは、その対応が長期化している。	高齢化の進展による相談の増加に加え、家族や地域との関係が希薄になっていることにより、地域包括支援センターの相談支援体制の充実が求められる。 引き続き、地域包括支援センターを周知し、要支援者に対する見守りや各地域で「出張相談会」を実施するなど、アウトリーチで対応していく必要がある。	
鶴ヶ島市	②給付適正化	給付実績の活用による適正化	利用者に対して提供される介護保険サービスは、真に利用者の自立を支援するものでなくてはならない。しかしながら、過剰なサービスやミスマッチなサービスが提供されることがある。 保険者として、利用者にとって不要なサービスが提供されないように、定期的に確認を行うことが必要である。	①給付適正化システムを使用し、利用者の状態にあったサービスが適切に提供されているか確認をする ②利用者の自立支援に資する適切なケアプランであるか等に着目し、専門職が行うケアプラン点検を実施する(委託事業)	【事業内容①】 給付適正化システムにより抽出された適正であるか疑義が生じる給付について、担当ケアマネジャーに対し、利用者へのサービス提供が適切であったかを確認する機会を提供する。 【指標等】 年間複数回(2回)突合を行い、ケアマネジャーに照会する。 【事業内容②】 居宅介護支援事業者に対し、利用者の自立支援に資する適切なケアプランを作成しているか、専門職がケアプラン点検を行う。 【指標等】 4事業所各2プラン	なし	【実施内容①】 給付適正化システムにより抽出された給付情報について、担当ケアマネジャーに照会(ヒアリングシート)を求め、提出されたヒアリングシート及びケアプランを確認する。 【実績】 年2回抽出を実施。計64件について、ケアプランの確認を行った。 1回目 34件、2回目 30件 【実施内容②】 専門職が行ったケアプラン点検の結果を、ケアプランを作成したケアマネジャーと内容を確認しながらフィードバックした。 【実績】 市内4事業所の8プラン。	○	・給付適正化システムを使用することで、不適切と思われる給付情報が抽出され、過誤(給付の取消)につながったケースがあった。 ・専門職によるケアプラン点検を行うことで、ケアプランを作成する上での気づきと介護支援専門員の資質の向上が図られたが、点検結果をフィードバックすることができなかった。	【課題①】 ケアマネジャーからのヒアリングのみとなっており、点検結果をフィードバックすることができなかった。 【対応策】 ケアプランの確認が、保険者とケアマネジャーの双方向からの点検となるように、ヒアリングのみではなく集団指導等の場において点検結果を公表することで、他のケアマネジャーも含め資質の向上を目指していく。 【課題②】 点検結果を市内他の事業所のケアマネジャーにフィードバックすることができなかった。 【対応策】 専門職とのヒアリングには、市内各地域包括支援センター職員も同席して行ったが、他の事業所に対しての情報提供は出来ていない。 集団指導等を通じて、ケアプラン作成にあたり陥りやすいポイント等を周知していく。	